防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

技術変更提案書の様式

ＤＳＰ
Ｚ 9004C(1)

制定　昭和 62. 3. 9
改正　平成 26. 12. 22

この改正票は，DSP Z 9004C(技術変更提案書の様式)についてのものであり，DSP Z 9004Cを含め累積記載されている。この改正票は，DSP Z 9004Cと併用される。

4.2 を次のように改める。

4.2 各欄の記入要領

a) 表題“第 種 技術変更提案書”は，官側から示されている第1種又は第2種の技術変更提案書の区分を記入する。

u)“21 変更に伴う経費の見積”は，見積額の総額を千円単位で記入する。
なお，“a) 部品等の価格変動”については，第1種又は第2種技術変更提案書提出時の部品等の価格変動とする。また，積算内訳など細部資料は，必要があれば別紙として添付する。

防 衛 省 仕 様 書

技術変更提案書の様式

ＤＳＰ
Ｚ　９００４Ｃ
制定　昭和62．3．9
改正　平成22．5．18

1　適用範囲

この仕様書は，一般に用いられる技術変更提案書の様式及び記入要領について規定する。

2　提案書の用紙の大きさ

提案書の用紙及び別紙として添付する資料の用紙の大きさは，ＪＩＳ　Ｐ　０１３８（紙加工仕上寸法）のA4とし縦長に使用する。

なお，別紙でA4に収まらないものについては，A系列の大きなものを使用してもよい。

3　提案書の様式

様式は，**付表１**による。

なお，付表の記載事項の削除などによる様式の変更はしてはならない。

4　提案書の記入要領

この記入要領は，標準を示すものであり，全般的記入要領及び各欄の記入要領は，次のとおりである。

4.1　全般的記入要領

全般的記入要領は，次による。

a)　［　　］は，該当するものに×印を記入する。（例：［ × ］）

b)　所定の欄に書ききれないものについては，別紙を作成し添付する。

なお，別紙として添付するものについては，様式・手続きが官側から示されている場合はその指示に従って記入する。

c)　＊印の欄は，官側が記入する。

d)　該当しない場合は，“なし”と記入する。

4.2　各欄の記入要領

各欄の記入要領は，次による。

a)　表題“第　種　技術変更提案書”は，官側から示されている第1種又は第2種の技術変更提案の区分を記入する。

b)　“1　提案件名”は，“12　適用する装備品等の名称・形式・製造番号・号機・適用時期・納入年度”及び“13　変更の目的・理由・内容”を要約して記入する。

c)　“2　提案の緩急区分”は，官側から示されている場合はその区分に従って記入する。

d)　“3　提案番号”は，官側から示されている場合はその番号体系に従って記入する。

e)　“4　提案年月日”は，提出の年月日を記入する。

2

Z 9004C

f) “5 提案会牡名及び所在地”は，契約履行中のものについては契約書に記載のものを，契約予定又は既納品のものについては製造業者について記入する。

g) “6 担当者の所属・氏名・電話番号”は，連絡先となる工場名・部課名，担当者の氏名及び電話番号を記入する。

h) “7 ＊採用”及び“8 ＊承認”は，官側が記入する。

i) “9 変更対象品の状況”は，該当するものに×印を記入する。

なお，変更対象品が契約履行中の場合は，“14 契約履行中の調達状況”を記入する。

j) “10 形態管理との関連”は，該当するものに×印を記入する。

なお，“有”の場合は，11欄を記入する。

k) “11 形態管理番号又は形態文書番号”は，10欄で“有”の場合に，該当する番号を記入する。

l) “12 適用する装備品等の名称・形式・製造番号・号機・適用時期・納入年度”は，関係ある事項について簡潔に記入する。

m) “13 変更の目的・理由・内容”は，概要を記入し，細部については別紙に記載し添付する。

n) “14 契約履行中の調達状況”は，“調達機関”については該当するものに×印を記入し，“調達要求番号，契約品名，契約金額，契約番号，契約方法，数量・納期”については，契約書に記載のものを記入する。

o) “15 提案の根拠”は，該当するものに×印を記入する。

p) “16 提案の理由・経緯”は，該当するものに×印を記入する。

なお，“関係法規・関連仕様書の改正”による場合はその件名等（件名又は名称），番号及び改正年月日を，“装備品等不具合改善情報・UR等に基づく処置”による場合は通知文書番号又はUR等番号を，“関連装備品等の技術変更”による場合は変更提案の件名，変更提案の採用の番号及び年月日を，“装備品等の価格低減化“ による場合はその件名，番号及び年月日をそれぞれ記入する。

q) “17 変更によって影響をうける事項’は，該当するものに×印を記入する。

なお，“o） 電子計算機プログラム”については，該当する場合に技術資料等の変更案を別紙として添付する。

また，“p） 関連機器等”については，この提案が関連装備品等の技術変更を必要とする場合に，既に提案が提出されているものについては当該提案の番号を記入し，提案が未提出のものについては実施に必要な細部事項を別紙に記載し添付する。

r) “18 変更される部品等”は，該当するものに×印を記入する。

なお，“有”の場合は，変更される部品等の名称・番号・数量，必要とする補用品の名称・番号・数量，変更される調達・補給の単位，部品等の処置，変更する部品等の選定理由（特に，既存部品との共通性，特殊部品の最少化の検討状況等）など，部品等に関違する事項で変更されるもの及び価格低減に関する検討結果を別紙に記載し添付する。

s) “19 変更に必要とする器材等”は，該当するものに×印を記入する。

なお，“有〞の場合は必要とする器材・工具の名称・数量などを別紙に記載し添付する。

t) “20 変更を要する技術資料”は，該当するものに×印を記入する。

なお，“有”の場合は変更を必要とする技術資料（仕様書・承認図面・取扱説明書・技術指令書・整備実施規定・補給カタログなど）の名称・番号・発刊日・頁・変更案などを別紙に記載し添付する。

u) “21 変更に伴う経費の見積”は，見積額の総額を千円単位で記入する。

なお，“a） 部品等の価格変動”については，技術変更提案提出時の部品等の価格変動とする。また，積算内訳など細部資料は，必要があれば別紙として添付する。

v) “22 既納品への処置”は，“a） 必要性”及び“b〉 緩急区分”については該当するものに×印を記入し，必要があればその理由を別紙に記載し添付する。また，“c） 実施要領”については，適用する装備品等の製造番号，部隊等実施の可能性，必要部品，見積工数，改修要領など実施に必要な細部事項を別紙に記載し添付する。

w) “23 補足事項”は，“1 提案件名～22 既納品への処置”以外に補足する事項（例えば：提案までの経緯，社内試験の成果，確認試験の実施要領，物品番号の付与・変更に関する意見，仕様書・技術指令書の変更に関する意見など）がある場合に，“有”に×印を記入し，その細部を別紙に記載し添付する。

x) “24 添付書類”は，添付する別紙の番号・名称を簡潔に記入する。

付表１－技術変更提案書の様式

<table>
<tr><td colspan="2">第　　種　技　術　変　更　提　案　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">1 提案件名</td></tr>
<tr><td>2 提案の緩急区分
□ 緊急　□ 至急　□ 普通</td><td rowspan="6">7 ＊採　　用(採用権者記入)
＊採用，　訂正採用，　不採用

＊採用番号(採用年月日)</td></tr>
<tr><td>3 提案番号</td></tr>
<tr><td>4 提案年月日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>5 提案会社名及び所在地</td></tr>
<tr><td>6 担当者の所属・氏名・電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9 変更対象品の状況
□ 契約履行中　□ 既納品
□ 契約予定</td><td rowspan="4">8 ＊承　　認(承認権者記入)
＊承認，　訂正承認，　不承認

＊承認番号(承認年月日)</td></tr>
<tr><td>10 形態管理との関連　□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">11 形態管理番号又は形態文書番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">12 適用する装備品等の名称・形式・製造番号・号機・適用時期・納入年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">13 変更の目的・理由・内容(細部:別紙第　　)</td></tr>
</table>

付表１－技術変更提案書の様式（続き）

14　契 約 履 行 中 の 調 達 状 況

調達機関 □ 装備施設本部 □ 自衛隊

調達要求番号	契約品名	契約金額	契約番号	契約方法	数量･納期

15 提案の根拠

□ 官の要求　□ 提案会社の発案

16 提案の理由･経緯

a) □ 関係法規･関連仕様書の改正
件名等:
番　号:
年月日:

b) □ 装備品等不具合改善情報･UR等に基づく処置
番　号:

c) □ 関連装備品等の技術変更
件名等:
番　号:
年月日:

d) □ 装備品等の価格低減化
件名等:
番　号:
年月日:

e) □ その他

17 変更によって影響を受ける事項

a) □ 安全性　h) □ 質　量
b) □ 信頼性　i) □ 重　心
c) □ 整備性　j) □ 容　積
d) □ 操作性　k) □ 試　験
e) □ 互換性　l) □ 補用品
f) □ 耐久性　m) □ 官給品
g) □ 性　能　n) □ 契約金額
o) □ 電子計算機プログラム
p) □ 関連機器等:
q) □ そ の 他:

18 変更される部品等

□ 有(別紙第　　)
□ 無

19 変更を必要とする器材等

□ 有(別紙第　　)
□ 無

20 変更を要する技術資料

□ 有(別紙第　　)　□ 無

21 変更に伴う経費の見積

a) 部品等の価格変動

b) 技術変更に要する経費

c) 試験に要する経費

d) 低減される経費

22 既納品への処置

a) 必 要 性: □ 有　□ 無
b) 緩急区分: □ 緊急
□ 至急
□ 普通
c) 実施要領(別紙第　　)

23 補足事項

□ 有(別紙第　　)
□ 無

24 添付書類

D S P Z 9004

技術変更提案書の様式　解説

制定の経緯　昭和５８年度当時，技術変更提案書は陸，海，空の３自衛隊あわせて５種類あり，それらの種類の削減と様式などの統一を図る目的で調達実施本部の提案に基づき，「昭和５８年度標準化計画（装調第７０２号，58.2.17）」に技術変更提案共通仕様書の制定として計上した。

これに基づき，検討会（標準化業務連絡会議）を４回にわたり開き，「技術変更提案書（ECP）様式共通仕様書（素案）」について審議をしたが，慎重を要するという意見が大勢を占め様式の統一はとりやめとなった。ただし，検討会は形態（型式）管理の勉強会（形態管理検討会）として存続させることとなった。

この形態（型式）管理検討会は，昭和５９年６月以降昭和６０年７月までの間に５回開催され，各自衛隊の形態（型式）管理の実施の現況を検討したが，第４回検討会（60.6.17）の席上，形態（型式）管理の中心となる技術変更提案の様式について一案を内局（調達補給室）がとりまとめることとなった。

内局（調達補給室）がとりまとめた案に対する検討会は，昭和６０年１１月以降５回にわたり第３次案まで検討したが，第１０回検討会（61.8.18）の席上，第３次案に対する各自衛隊の意見を取入れ防衛庁仕様書の形にまとめることとなり，それを第１１回検討会（61.9.30）で審議し，防衛庁仕様書の原案とした。

1．適用範囲　適用範囲の規定で「一般に用いられる……」としたが，これは，「政府間取り決めにより様式及び記入要領が定められている特別な場合」は，適用除外であることを示している。

2．提案書の用紙の大きさ　各自衛隊の技術変更提案書の用紙の大きさは，Ａ４サイズのものとＢ４サイズのものと２種類であったが，ワープロなどのＯＡ機器の普及を考え，Ａ４サイズに統一し縦長に使用することとした。

3．提案書の様式

(1) 『記載項目数』：各自衛隊の技術変更提案書に記載されている項目は，多いもので３３項目，少ないもので１３項目と差があったが，それらを分類・整理・統合して２４項目としＡ４サイズ２頁に収めることとした。

(2) 『表　題』：自衛隊の様式では，「技術変更提案（ECP）」と「第　種技術変更提案書」と２種類あったが，多く使われている後者を採用することとした。

(3) 『1　提案件名』：自衛隊の様式では，「ECP件名」，「提案件名」，「変更件名」及び「提案の件名」と４種類が使用されていたが，表題との関連で　「提案件名」　を採用することとした。

(4) 『2　提案の緩急区分』：自衛隊の様式では，「区　分」，「緩急区分」，「申請緩急区分」及び「提案の緩急区分」と４種類使用されていたが，表題との関連で　「提案の緩急区分」　を採用することとした。

(5) 『3　提案番号』・『4　提案年月日』：自衛隊の様式では，「提案番号，提案年月日」，「ECP番号，日付」，「提案番号，日付：年月日」及び「提案の番号，年月日」と４種類使用されておったが表題との関連で　「提案番号」・「提案年月日」　を採用することとした。

(6) 『5　提案会社名及び所在地』：自衛隊の様式では，「企業者及び所在地」，「会社名及び所在地」，「提案会社名及び所在地」及び「提案者の名称，所在地」と４種類使用されておったが，一般性のある　「提案会社名及び所在地」を採用することとした。

(7) 『6　担当者の所属・氏名・電話番号』：これについては，１自衛隊だけしか様式に記載がなかったが，連絡・調整をするにあたって　「５提案会社名及び所在地」　の記入欄だけでは不十分との意見があり，採用することとした。

(8) 『7　＊採　用』・『8　＊承　認』：採用については１自衛隊だけに記載があり，承認については２自衛隊に記載があった。これらは，　いづれも　採用（採用，不採用）・承認（承認，不承認）の結果を官側が記入しこの技術変

更提案が完結したかどうかの確認に使用する上で必要なので両者とも採用し，官側が記入することを示すための＊印を付し，提案会社が記入する事項と区別することとした。

これらの欄は，官側が記入する事項なので空欄でもよいという意見もあったが，官側の事務処理の便宜上，必要最少限の記入項目を予め定めておくこととした。

「７　＊採　　用」については，「＊採用，　訂正採用，　不採用」と「＊採用番号（採用年月日）」を，「８　＊承　認」については，「＊承認，　訂正承認，　不承認」と「＊承認番号（承認年月日）」を記入項目とした。

(9) 『9　変更対象品の状況』：これについては各自衛隊とも記載があったが，表現が「調達中（　　年度），次期調達へ反映（　　年度）」，「生産状況：生産実施中，未着手」，「変更対象品の作業状況：製造中，修理中，その他」，「変更の対象となる装備品等の状況：契約履行中，既納品，契約予定」と様々であったので，表現を簡潔にし，項目名は「変更対象品の状況」，記入項目は，「契約履行中，既納品，契約予定」とした。

(10) 『10 形態管理との関連』・『11 形態管理番号又は形態文書番号』：これについては，２自衛隊に「型式管理委員会区分：要，否」，「形態管理関連事項：基本形態文書，管理番号，ＥＣＰ番号」として記載があったので一部表現を変え採用し，「10 形態管理との関連：有，無」と「11 形態管理番号又は形態文書番号」として見やすさを考え別欄とした。

(11) 『12 適用する装備品等の名称・形式・製造番号・号機・適用時期・納入年度』：これについては各自衛隊とも記載があったが，表現が「装備品等名，適用号機」，「適用航空機等のSer №，ECP実施開始時期」，「適用艦船装備品等の製造番号，実施時期」，「該当機種，適用航空機等の製造番号，実施時期」，「変更される装備品等の型式，技術変更の適用時期等」と様々であったので，これらを網羅できるような表現とした。

(12) 『13 変更の目的・理由・内容』：これについては各自衛隊とも記載があったが，表現が「変更の理由」，「変更の理由，変更内容」，「変更目的，変更理由，変更内容，実施要領」，「提案の理由，提案の内容」と様々であったので，これらを網羅できるように簡潔な表現とし，細部は別紙を添付させることとした。

なお，「実施要領」については，何を記入するのか不明であるとの意見が関係会社側からあったので，提案会社の判断で必要に応じて別紙に記載し添付させることとし，特に示さないこととした。

(13) 『14 契約履行中の調達状況』：これについては，自衛隊の５種類の技術変更提案書のうち４種類に記載があり記入項目の表現も「調達要求番号」，「調達要求番号，納期，数量」「調達機関，調達要求番号，納期，数量」，「契約品名，調達要求番号，契約認証番号，契約方法，契約金額，納期，数量」と様々であり，また記入項目の形式が表のものとそうでないものとがあった。したがってこれらのものを網羅できるように，調達機関については，中央調達のものは「□調達実施本部，地方調達のものは「□自衛隊」とし，「調達要求番号，契約品名，契約金額，契約番号，契約方法，数量・納期」を取上げ，２以上の契約が記入できるような表形式とした。

(14) 『15 提案の根拠』・『16 提案の理由・経緯』：これらについては各自衛隊とも記載があったが，項目名の表現が「根拠」，「提案根拠」，「提案の経緯」と様々であり，またそれぞれの記入項目も根拠に関するものと理由・経緯に関するものとが混在しておったので，それらを「15 提案の根拠」と「16 提案の理由・経緯」とに分離し別欄とすることとした。

(15) 『15 提案の根拠』の記入項目：これについては，表現が「○○自衛隊の要求，○○自衛隊の要望，官の要求」，「企業側の発案，契約相手方の発案，製造会社の発議，契約相手方又は下請負者の発議，専門業者の発議，提案者の発議」と様々であったので，これらを網羅できるように「□官の要求」と「□提案会社の発案」の二つにし簡素化を図った。

(16) 『16 提案の理由・経緯』の記入項目：これについては，各自衛隊の様式での記入項目が１２種類あったので，これを分類・整理・統合して，「(1) □関係法規・関連仕様書の改正」，「(2) □装備品等不具合改善情報・ＵＲ等に基づく処置」，「(3) □関連装備品等の技術変更」及び「(4) □その他」の４項目とし簡素化を図った。

なお，本様式の記入項目と分類・整理・秩合した各自衛隊の様式での記入項目との関連は，表1のとおりである。

表 1

本様式 の 記入項目	各自衛隊の様式での記入項目
(1) 関係法規・関連仕様書の改正	① 関係法規の改正 ② 仕様書の適用，適用仕様書の番号等 ③ ○○装備品等の調達仕様書，仕様書番号 ④ 新規又は改訂仕様書の適用仕様書番号 ⑤ 関連仕様書等の変更，名称及び番号
(2) 装備品等不具合改善情報・ＵＲ等に基づく処置	① 不具合に基づく処置 ② ＵＲに基づく処置，ＵＲ番号 ③ 装備品等改善情報，通知部隊名，通知番号 ④ ＵＲに基づく処置，ＵＲ等番号 ⑤ ＵＲ対策等，ＵＲ番号等
(3) 関連装備品等の技術変更	① 関連装備品等の技術変更 技術変更提案の件名及び採用番号

(17) 『17 変更によって影響を受ける事項』の項目名：各自衛隊の様式では，「ECPにより影響を受ける事項」，「変更によって影響を受ける事項」，「影響を及ぼす事項」と3種類があったが，表現がわかりやすい「変更によって影響を受ける事項」を採用することとした。

(18) 『17 変更によって影響を受ける事項』の記入項目：これについては，自衛隊の5種類の様式での記入項目は少ないもので１２項目，多いもので１７項目あり，それらのうち表現が同一なものを整理すると４０種類の項目になった。

この記入項目は技術変更提案の性格のめやす程度であり，定性的に判断して影響を受ける項目を記入するだけでよいのであり，繁雑なので整理する必要があるとの意見が多く，また提案書の様式をＡ４サイズ２頁におさめるため，他の記入項目で明確なもの，提案会社では判断しかねるか又は不明なもの，同義又は紛らわしいいものなどは除くこととし，整理・統合を図り１７項目とした。

なお，細部は次のとおりである。

(a) 「(1) 安全性」，「(2) 信頼性」，「(3) 整備性」，「(4) 操作性」，「(5) 互換性」，「(7) 性 能」，「(8) 質 量」，「(9) 重 心」，「(12) 補用品」，「(13) 官給品」，「(14) 契約金額」，「(15) 電子計算機のプログラム」及び「(16) 関連機器等」の１３項目は，自衛隊の様式での記入項目をそのまま採用したものである。

(b) 「(6) 耐久性」及び「(10) 容 積」は，自衛隊の様式にはなかったが，要望があり取り入れたものである。

(c) 「(11) 試 験」は，自衛隊の様式にあった「試験要領」，「確認試験」及び「初回試験」をまとめたものである。

(d) 自衛隊の様式にあった「耐用年数」は「(2) 信頼性」に，「性質，品質」は「(7) 性 能」に，「重 量」は「(8) 質 量」に，「操作要領」は「(4) 操作性」に，「整備要領，オーバーホール要領」は「(3) 整備性」に，「機器，工具，測定器」は「(16) 関連機器等」にそれぞれ統合し，除くこととした。

(e) 自衛隊の様式にあった「運用効果，戦闘効果」は，提案会社では判断できない項目と考えられるので除くこととした。

(f) 自衛隊の様式にあった「仕様書，図面，補給カタログ，整備実施規定，技術指令書，改造指令書，取扱説明書，その他の技術刊行物」は，別項目（『20 変更を要する技術資料』）で取上げることとした。

(g) 「(17) その他」に含めたものは，「保管設備」，「コーサル」，「コンテナ等」，「FLIGHT SIMILATOR」

及び「M. T. U」である。

(19) 『18 変更される部品等』：これについては，各自衛隊の様式での記入項目が「ECPに関連する最小単位の部品」，「ECPに関係ある最小単位の構成部品，部品名，物品（部品）番号」，「変更最小組立部品名，部品番号」，「ECPに関係ある補用品一覧表」，「準備部品，撤去品の有無」，「所要，不要部品の有無」，「変更される調達又は補給の単位」と様々であり，また提案書の様式をA4サイズ2頁におさめるため，変更される部品等の有無を記入し有りの場合に細部を別紙に記載し添付させることとし簡素化を図った。

(20) 『19 変更に必要とする器材等』：これについては，自衛隊の様式では「特殊工具の必要性，□有，□無」，「技術変更に要する器材等」とあったのを要約し，また提案書の様式をA4サイズ2頁におさめるため，変更に必要とする器材等の有無を記入し，有りの場合に細部を別紙に記載し添付させることとし簡素化を図った。

(21) 『20 変更を要する技術資料』：これについては，影響を受ける事項の記入項目として自衛隊の様式にあった「仕様書，図面，補給カタログ，整備実施規定，技術指令書，改造指令書，取扱説明書，その他の技術刊行物」を別項目として取上げたもので，提案書の様式をA4サイズ2頁におさめるため，変更を要する技術資料の有無を記入し，有りの場合に変更を要する技術資料の名称，番号，発刊日付，変更案などの細部を別紙に記載し添付させることとし簡素化を図った。

(22) 『21 変更にともなう経費の見積』：これについては，各自衛隊の様式での記入項目が11種類あったので，これを分類・整理・統合して，「(1) 技術変更に要する経費」と「(2) 試験に要する経費」の2項目として簡素化を図った。

なお，本様式の記入項目と分類・整理・統合した各自衛隊の様式での記入項目との関連は，表2のとおりである。

表 2

本様式 の 記入項目	各自衛隊の様式での記入項目
(1) 技術変更に要する経費	① ECP実施のため契約金額に及ぼす見積金額 ② 見込経費の総額 ③ 変更に要する経費見込額 ④ 技術変更に要する経費見積 ⑤ ECPに必要な部品の見積金額 ⑥ 所要部品の見込額 ⑦ ECP実施のため修理に及ぼす部品見積金額 ⑧ 加工費の見込額
(2) 試験に要する経費	① 初回試験見込額 ② 初回試験費用見込額 ③ 確認試験に要する経費見積

(23) 『22 既納品への処置』：これは，『9 変更対象品の状況』で「□×既納品」とした場合に記入する項目で，各自衛隊の様式での記入項目が様々であったので，これを分類・整理・統合して，「(1) 必要性：□有，□無」，「(2) 緩急区分：□緊急，□至急，□普通」及び「(3) 実施要領：（別紙第　　）」の3項目として簡素化を図った。

なお，本様式の記入項目と分類・整理・統合した各自衛隊の様式での記入項目との関連は，表3のとおりである。

表 3

本様式 の 記入項目	各自衛隊の様式での記入項目
(1) 必要性：□有 □無	① 既に納入済の装備品等にさかのぼって実施することを企業側は勧告するか（□する□しない） ② 既に納入済の航空機等にさかのぼって実施することを契約者が勧告するか（□する□しない） ③ 既に引渡し適みの艦船装備品等にさかのぼって実施を勧告（□する□しない） ④ 既に引渡し済みの航空機等にさかのぼって実施を勧告（□する□しない） ⑤ 改修指示の必要性（□有□無） ⑥ 改修指示等の必要性（□有□無） ⑦ 既納品に対する適用等
(2) 緩急区分：□緊急 □至急 □普通	① MWO 緊急 □普通 □必要なし
(3) 実施要領：（別紙第 ）	① 勧告の理由，勧告理由 ② 勧告する装備品等の範囲 ③ ＥＣＰの適用を勧告する既に納入済の航空機等の機番号 ④ 適用艦船装備品等の製造番号及び搭載艦船名 ⑤ 適用航空機等の製造番号 ⑥ ＭＷＯ実施のための必要部品及び工数，不要部品 ⑦ 部隊等において行うＥＣＰの見積り工数・部品の入手先 ⑧ Kits 及び Parts の納入予定日 ⑨ 見積工数，部品の入手先，部品の入手に要する日数 ⑩ 部隊変更時の見積工数，部品の入手先，所要部品の入手予定日

(24) 『23 補足事項』：これについては，自衛隊の様式では「その他参考事項」，「参考事項」及び「その他参考となる事項」となっていたものをまとめて「補足事項」としたもので，本様式の『1 提案件名～22 既納品』以外に補足する事項（例えば：提案までの経緯，物品番号の付与・変更に関する意見など）がある場合にその細部を別紙に記載し添付させることとしたものである。

(25) 『24 添付書類』：これについては，自衛隊の様式では「添付書類」とし，添付させる書類の範囲まで記載しているものとそうでないものとがあったが，変更提案の対象とする装備品等によって異なることを考えて示さないこととした。

なお，自衛隊の様式に示してあったものは，次のとおりである。

(a) 提案までの経緯書

(b) 仕様書の変更に関する意見書（変更等の案を含む。）

(c) 技術的立証のために行った社内試験の成果報告書

(d) 確認試験実施要領書

(e) ＴＯの制定又は改正に関する意見書（改正等の案を含む）

(f) 物品番号の付与，変更に関する意見書（類別原資料を含む）

(g) 技術変更実施のため必要とする部品等の一覧表（官給品を含む）

(h) 初回試験の要否に関する意見書

4. 提案書の記入要領

(1) 『表題「第　種　技術変更提案書」』：これは，技術変更提案の第１種又は第２種の区分を記入するものであるが，区分に該当するものの表現が自衛隊により様々であったので，「官側から示されている場合はその区分に従って記入する。」とした。

なお，各自衛隊の第１種技術変更提案及び第２種技術変更提案は，表４～表８のとおりである。

(a) 陸上自衛隊（武器・化学関係）

表　4

区　　分	区　　分　　の　　基　　準
クラスⅠ　ECP	① 契約金額の変更を必要とすると認められる提案 ② 契約金額の変更は必要としないが，仕様書等において，その採否につき陸上幕僚長の承認を必要とすることが定められている事項に関する提案 ③ 関連装備品等に影響を及ぼす提案
クラスⅡ　ECP	クラスⅠ　ECP以外の提案

(b) 海上自衛隊（艦船関係）

表　5

区　　分	意　　味
第１種技術変更提案	次のいずれかに該当する技術変更提案をいう。 ① 性能，安全性，信頼性，整備性，互換性及び操作性に著しい影響のある技術変更 ② 契約金額の変更を要する技術変更 ③ 納入済みの艦船装備品等にさかのぼって実施する必要がある技術変更
第２種技術変更提案	第１種技術変更提案以外の技術変更提案をいう。

(c) 海上自衛隊（航空関係）

表 6

区　　分	意　　味
第１種技術変更提案	次のいずれかに該当する技術変更提案についての提案をいう。 ① 飛行の安全性に重大な影響のある変更 ② 性能及び互換性に著しい影響のある変更 ③ 重量に著しい影響のある変更 ④ 契約金額の変更を要する変更（ただし，地方調達の場合を除く。）
第２種技術変更提案	第１種技術変更提案に含まれない変更についての提案をいう。

(d) 航空自衛隊

表 7

区　　分	該　当　す　る　も　の
第１種技術変更提案	次の各号の一に該当する提案とする。 ① 技術変更が実施された場合，性能，安全性，信頼性，整備性，互換性，操作性及び質量等に影響するもの（軽度な場合を除く。） ② 調達機関においては，契約金額の変更等の処置ができないもの ③ 製造業者が確認試験を要望するもの ④ 関連装備品等に影響するもの（おそれのあるものを含む。）
第２種技術変更提案	前項以外の提案とする。

(e) 調達実施本部

表 8

区　　分	意　　味
第１種提案	契約金額の変更を必要とすると認められる提案若しくは契約金額の変更は必要としないが仕様書等においてその採否につき幕僚長の承認を必要とすることが定められている事項に関する提案又は関連装備品等に影響を及ぼす提案をいう。
第２種提案	第１種提案以外の提案をいう。

(2) 『2　提案の緩急区分』：これは，技術変更提案の緊急，至急，普通の区分を記入するもので，自衛隊の記入要領で示してているものとそうでないものとがあり，また技術変更の対象となる装備品等によって異なることも考えて，「官側から示されている場合はその区分に従って記入する。」とした。

なお，自衛隊の記載要領で示しているものは，表9のとおりである。

表 9

区　　分	内　　容
緊　　急	即時に実施しないと防衛力の発揮に重大な障害となる場合
至　　急	迅速に実施しないと次のいずれかの事態が生じる場合 ① 任務が有効に達成できない。 ② 費用が増大する。 ③ 納期が確保できない。
普　　通	緊急，至急以外の場合

(3) 『3 提案番号』：これについては，自衛隊の記入要領で例により示しているものとそうでないものがあり，また自衛隊によって番号体系がことなり統一した番号体系を示すことができないので，「官側から示されている場合はその番号体系に従って記入する。」とした。

なお，自衛隊の番号体系の例は表１０のとおりである。

表 10

区　　分	番　号　体　系　の　例
海上自衛隊（艦船関係）	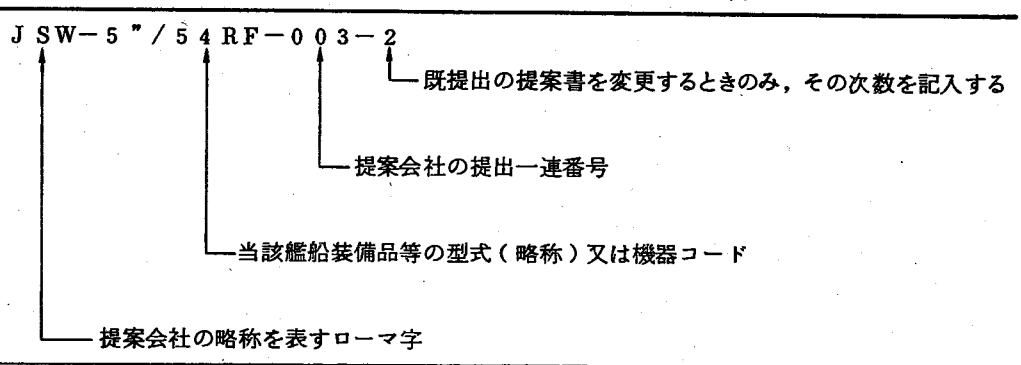
海上自衛隊（航空関係）	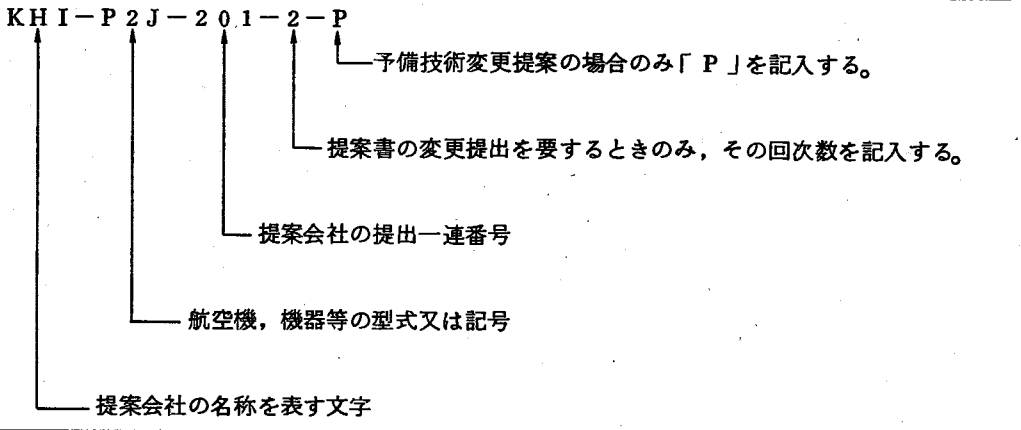
航空自衛隊	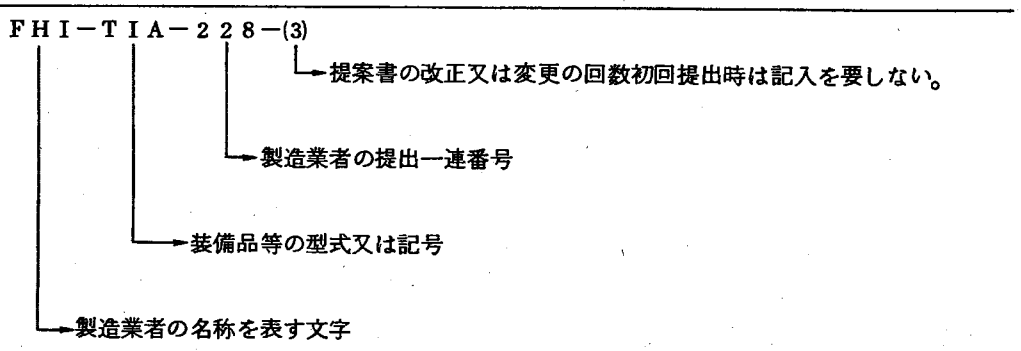

5. 略　　語　防衛庁仕様書の本体と解説に記載している略語の主なものは，表１１のとおりである。

表 11

略　語	原　語
UR	Unsatisfactory Report
ECP	Engineering Change Proposal
MWO	Modification Work Order
TO	Technical Order